

2016年4月26日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 長 門 正 貢  
(コード番号 6178 東証第一部)  
問 合 せ 先 I R 室 (TEL 03-3504-4245)

## 当社グループの役員等に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、2015年12月21日付「当社グループの役員等に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の執行役並びに当社の子会社である日本郵便株式会社（以下、当社と併せて「当社グループ」という。）の取締役（業務を執行していない取締役を除く。）及び執行役員に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを公表いたしました。本日開催の当社報酬委員会において、本制度の信託設定時期、株式の取得時期、並びに給付する株式等の数の算定方法及び上限等の詳細について決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の目的

本制度は、当社グループの業務執行を担う役員等の報酬と株式価値との連動性を明確にし、役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する役員等の貢献意識を一層高めることを目的とするものです。

これにより、当社グループの業務執行を担う役員等の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、変動報酬としての「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

なお、当社は指名委員会等設置会社であり、当社の執行役の報酬等は報酬委員会が決定しております。

#### 2. 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の執行役並びに日本郵便株式会社の取締役（業務を執行していない取締役を除く。）及び執行役員（以下、併せて「本制度対象役員」という。）といたします。

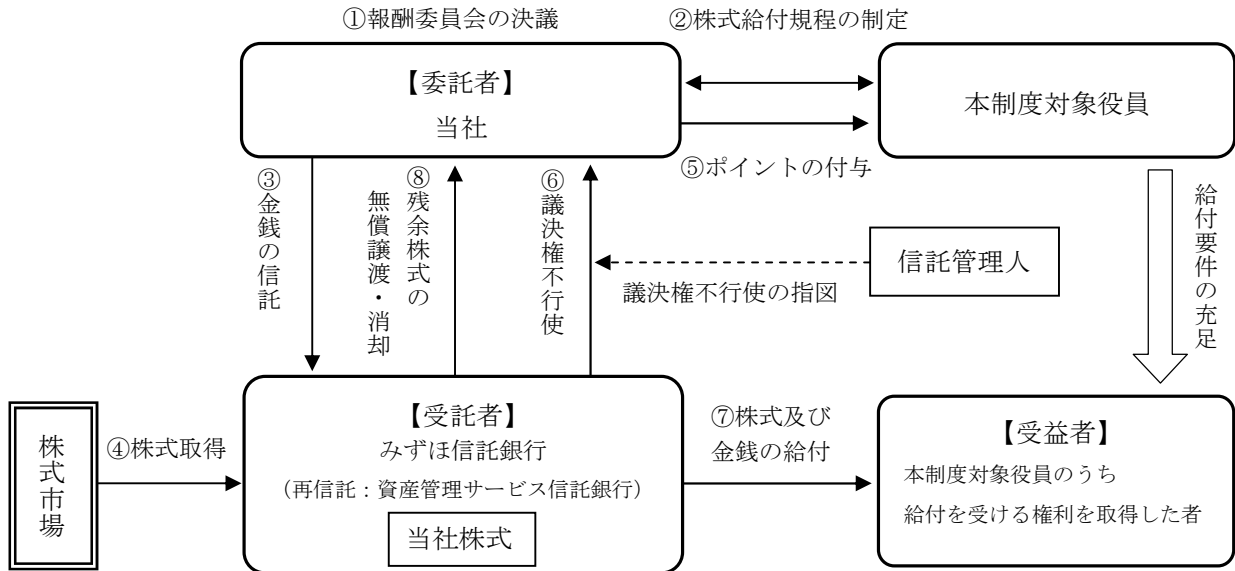
#### 3. 本制度の概要

本制度は、株式給付信託と称される仕組みを採用します。株式給付信託とは、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて株式市場から取得され、本制度対象役員に対して、予め定める株式給付規程に従って、当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、本制度対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社グルー

プの執行役又は取締役若しくは執行役員を退任した時とします。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

#### 4. 本制度の仕組み（予定）



- ① 当社は、本制度の導入について、報酬委員会において決議します。なお、日本郵便株式会社は、本制度の導入に関して、同社株主総会において役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 当社グループは本制度の導入に関して、役員等の報酬に係る株式給付規程をそれぞれ制定します。
- ③ 当社は、①の報酬委員会の決議に基づき金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を「本信託」という。）。
- ④ 本信託は、③で信託された金銭を原資として、当社株式を取引市場から取得します。
- ⑤ 当社グループは、株式給付規程に基づき、本制度対象役員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託においては、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、本制度対象役員のうち株式給付規程に定める給付要件を満たした受益者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式及び一定割合の当社株式を換価して得られる金銭を給付します。
- ⑧ なお、本信託の終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。

#### 5. 信託期間

2016年5月16日から2019年3月31日まで（ただし、信託終了日より1か月以上前に委託者または受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。また、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### 6. 信託金額

当社は、下記8及び9に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託

を設定します。本信託は、下記7のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は、2016年3月末日で終了する事業年度から2018年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」という。）に関し、本制度対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、1,180百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」という。）に関し、本制度に基づく本制度対象役員への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（本制度対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、本制度対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

#### **7. 当社株式の取得方法及び取得株式数**

本信託による当社株式の取得は、上記6により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてこれを実施します。当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、741,300株を上限として取得するものとします。

#### **8. 本制度対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法**

本制度対象役員には、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき当該事業年度における業績達成度を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、本制度対象役員に付与されるポイントは、下記9の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する当社株式等の数の算定に当たり基準となる本制度対象役員のポイント数は、退任時までに当該本制度対象役員に付与されたポイントを合計して算出されます（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

#### **9. 当社株式等の給付時期**

本制度対象役員が退任し、株式給付規程に定める給付要件を満たした場合、当該本制度対象役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記8に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭について、退任後に本信託から給付を受けます。

#### **10. 本信託内の株式に係る議決権**

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこと

とします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

## 11. 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する本制度対象役員に対して、給付されることとなります。

## 12. 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記 11 により本制度対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社  
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- ④ 受益者：本制度対象役員を退任した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です。
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：2016年5月16日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：2016年5月16日（予定）
- ⑨ 信託の期間：2016年5月16日（予定）から2019年3月31日まで（ただし、信託終了日より1か月以上前に委託者または受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。）

以上